誓　　　　　　約　　　　　　書

　１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

　２　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しないもの

　３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令に定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第31条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　４　廃掃法第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取消され、その取消しの日から５年を経過しない者

　５　廃掃法第７条の４若しくは第14条の３の２又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　６　５に規定する期間内に廃掃法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、５の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　７　業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　８　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が１から７までの一に該当するもの

　９　法人の役員若しくは廃掃法施行令第４条の７に定める使用人のうちに１から７までの一に該当する者のあるもの

　10　個人で政令で定める使用人のうちに１から７までのいずれかに該当する者のあるもの

　　上記の１から10までのいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　　　　　　年　　月　　日

誓約者